

令和3年第4回九戸村議会定例会

令和3年12月9日（木）

午前10時 開議

◎議事日程（第2号）

- | | | | | |
|------|------|---|---------|----|
| 日程第1 | 一般質問 | 1 | 中 村 國 夫 | 議員 |
| | | 2 | 川 戸 茂 男 | 議員 |
| | | 3 | 坂 本 豊 彦 | 議員 |
| | | 4 | 久 保 えみ子 | 議員 |

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖	君	7番	保大木	信 子	君
2番	川 戸	茂 男	君	8番	岩 渕	智 幸	君
3番	坂 本	豊 彦	君	9番	渡	保 男	君
4番	大 崎	優 一	君	10番	山 下	勝	君
5番	中 村	國 夫	君	11番	桂 川	俊 明	君
6番	久 保	えみ子	君	12番	櫻 庭	豊太郎	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山	裕 康	君
副	村	長	伊 藤	仁 君
教	育	長	岩 渕	信 義 君
総	務 課	長	大 向	一 司 君
移	住 定 住 担 当 課	長	川 原	憲 彦 君
子	育 て 支 援 担 当 課	長	浅 水	涉 君
会	計 管 理 者		吉 川	清 一 郎 君
兼	税 務 住 民 課	長		
保	健 福 祉 課	長	杉 村	幸 久 君
産	業 振 興 課	長	中 奥	達 也 君
地	域 整 備 課	長	関 口	猛 彦 君
教	育 次 長		坂 野 上	克 彦 君
地	域 整 備 課 主 幹		上 村	浩 之 君
兼	水 道 事 業 所 長			

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これから、本日の議事日程に入ります。

◎一般質問

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 1、一般質問を行います。

本日の一般質問者は、4 人であります。

はじめに、5 番、中村國夫君の質問を許します。

5 番、中村國夫君

（5 番 中村國夫君登壇）

○5 番（中村國夫君） おはようございます。

本日、令和 3 年第 4 回九戸村議会定例会がここに開催されました。

私は、あらかじめ通告しておりました 3 項目について、質問させていただきます。

はじめに、村長の村政運営の考え方について、伺います。

晴山村長は、2020 年 4 月に行われました九戸村長選挙に立候補し、公約に 10 項目の重点施策を掲げて当選されました。

村長に就任されてから、I J U 戦略室を設置し、人口減少、少子化対策としての取り組みをはじめ、県立伊保内高校への積極的な支援、子育て支援などを重視した支援策をスピード感を持って推進し、また、各種団体、地域住民を対象とした住民懇談会を積極的に開催され、住民のニーズを取り入れ、村政運営を進めて来られました。

本村では、コロナ禍の影響下において、小規模事業者への支援策を実施されてきましたが、今なお、厳しい経済状況に置かれているのが実情であります。

本村は、今日まで長引く新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中にあります。来年度、どのように村政運営を推進されていく考えなのか、2 点について、伺います。

第 1 点目。本村は、少子高齢化、人口減少、県立伊保内高校の存続、子育て、教育環境の整備など、多くの課題を抱えています。令和 4 年度、当初予算編成の時期を迎え、来年度は何に重点をおいて取り組まれるのか、具体的な課題の項目

と所信について、伺います。

第2点目。コロナ禍の中、第5波により全国的に経済が低迷し、本村でも飲食業、小売業、農業など数多くの業種に多大な影響が生じています。令和4年度は、コロナ禍以前のような活気ある村を取り戻すために、どのような経済対策を考え、村政運営を進めていくのか、伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） それでは、お答えします。

まず、1点目の答弁でございますけれども、令和4年度の当初予算編成は、本議会終了後に本格的に作業に取り掛かります。来年の2月を目途に編成するところでございますので、まだ確たることは申し上げる状況にはございませんが、今、この時点において、私が指示していることや職員から提案があったことなどを織り交ぜながら、来年度、重点的に取り組みたいと考えている事柄について、課題を洗い出した上で、新年度の村政運営の方向性というものを所信ということで、お答えしたいと思います。

まず、本村が最も重点を置くべき課題は、今さら申すまでもなく「少子化」に象徴される「人口減少」であるとともに、「住民の高齢化」であり、「生活インフラの老朽化」であると考えております。

村が抱える多くの課題は、まさにこれらのことに端を発しているといっても過言ではないというふうに考えております。

本村の人口は、急速に減少しておりますが、それは15歳未満の年少人口と、65歳未満の生産年齢人口において顕著であり、村内のさまざまな分野に大きな影響を及ぼしております。

特に、生産年齢人口のうち、40歳までのいわゆる出産適齢期人口の減少は、少子化を加速させる要因となっており、若い世代の定住人口の減少を食い止めることができなければ、本村の人口は減少傾向に歯止めがかからない状況が続き、児童生徒の減少や産業・地域の担い手不足等が、なお一層深刻になっていくことが予想されます。

一方で、65歳以上の高齢者の割合は年々高くなっており、今後、多くの高齢者が暮らしやすい村づくりを進めるため一層の配慮が必要となることは、これまでも申し上げてきたところでございます。

さらに、道路・橋梁、上下水道などの生活インフラや、公共施設の老朽化が進んでいることも周知のことであり、多くの、しかも喫緊の課題が積み残されてきた中での村政運営を余儀なくされていることは、ご理解いただきたいと思っております。

そうした中での、新年度予算編成になるわけですが、自主財源に乏しく交付税などの依存財源に頼らざるを得ない脆弱な村の財政を駆使しながら、まさに、村

民の暮らしに寄り添った政策を実施していくという基本的なスタンスは変わりませんが、少子化対策として、今年度から開始いたしました出産費用助成や村単独の子ども手当などを継続しながら、教育環境の充実にも鋭意努めてまいりたいというふうに考えてございます。

高齢者福祉といたしましては、介護予防や認知症予防対策のほか、公共交通の利便性向上などにも取り組んでまいります。

老朽化したインフラや施設の維持・更新においては、省エネの推進や再生可能エネルギーの活用を十分に取り込みながら、優先順位をつけて計画的に進めるとともに、デジタル化の推進やカーボンニュートラルへの取り組みなどの新たな社会的要請にも応えながら、将来にわたって持続可能な九戸村を目指し、村政運営に努めてまいり所存でございます。

2点目の質問に対する答弁ですが、本村においては、コロナ禍以前から、農林業の後継者不足や消費人口の減少などにより、村内経済の低迷が課題でありましたが、昨年から続くコロナの影響により、農産物の出荷価格が低迷し、各種行事の中止と顧客の減少により、村内の生産者や事業者は、非常に困難な状況にあるというふうに認識しております。

このため、農産物の価格低迷に対し、県の価格補償制度により保証基準額の9割を補てんし、さらに村の単独予算で特定4品目野菜については、独自の補償価格設定により、保証基準額との差額を補てんしております。また、米価下落への助成として、10アール当たり3,000円を支援いたします。

予算につきましては、本定例会に提出しております補正予算に計上させていただいておりますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

また、飲食店を巻き込んだ高齢者向け配食サービスや「プレミアム商品券」、「まさぎねクーポン」の発行などにより、村内の生産者・事業者を支援してまいりました。しかし、なかなか新型コロナの世界的な収束が見通せない中、ウィズコロナ時代に合わせた業態の見直しや、新たな事業・サービスの展開なども必要とされているところであり、そうした業態の見直し等を行うための助成事業を新たに創設するなど、コロナに負けない足腰の強い経営基盤をつくっていただけるよう、支援してまいりたいと考えております。

いずれ、新年度においても、状況の変化に合わせた政策を打ち出して、村の経済がより活性化していくよう取り組んでまいりつもりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） ただ今、村長から真摯な答弁をいただきました。

村長におかれましては、本村は課題が山積してございます。重点課題を中心に積極的に村政運営を推進されますよう求めて、次の質問に移らせていただきます。

次に、本村の空き家対策と推進体制について、伺います。

私たちの住んでいる地域課題の一つに、空き家の問題が挙げられます。大都市圏では、深刻な問題となりつつあり、これに対応していくために国が指導して空き家対策計画の策定等を各自治体へ通達を出し、各市町村において取り組みが進められていることが現状であります。本村においても増え続けている空き家について、このまま放置しておけないという大きな問題になりつつあります。

特に地域においては防犯、防災面の問題、賑わいの喪失、人口の流出にもつながり、自治会、地域コミュニティ自体への影響に直結する心配があります。いかにして、地域や民間と連携を推進していくのかが問われています。

そこで、空き家対策と推進体制について、2点ほど伺います。

第1点目。現在の空き家バンクの登録状況と利用実績について、伺います。

第2点目。本村の空き家対策の推進体制は、どのような状況にあるのか。

空き家対策を推進していくためには、推進体制の充実・強化が必要と考えますが、村の考えを伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） それでは、お答えします。

空き家バンクは、平成26年度から開設しておりますが、当該年度には9件の空き家が登録されております。翌年の平成27年度に全村を対象とした「空き家実態調査」を実施いたしまして、得られた情報を基に、所有者に空き家バンクの登録をお願いし、平成28年度には12件の登録がございました。

その後、ホームページ等をご覧になった方々などからご照会、お問い合わせがあり、一時は15件程度の登録がございましたが、現在は10件の登録となっております。これまでに登録依頼のあった総件数は32件で、そのうち売却が成立したのが10件、登録の取り下げが8件、賃貸借物件が4件となっております。

現状については、以上でございますけれども、次に2点目の問いに対する答弁ですが、空き家対策につきましては、本年度からI J U戦略室において、空き家バンクの推進や移住対策と併せて事業を実施しているところでございますが、なかなか空き家解消には至っていないという状況でございます。

また、平成27年度に全村で実施した「空き家実態調査」以降も空き家は、増加傾向にあることから、各自治会からもご協力いただき、現況の実態把握が必要であるというふうに考えておるところでございます。

老朽化した空き家は景観、防犯、安全等、地域全体に悪影響を及ぼす可能性も指摘されており、空き家問題は、多岐にわたる課題を抱えております。

今後、空き家の状況に応じた適切な管理、除却、利用の一体的推進が必要であることから、空き家所有者には適切な管理の促進や相談体制の強化を進めてまい

ります。

また、管理状況の良好な空き家につきましては、多様な利活用の促進が必要であることから、役場だけにとどまらず民間団体からの協力も不可欠であるというふうを考えております。

伊保内商店街に開設した「ほずのいえ」は、その先導役としての意味合いも持たせているところでございます。特に、村のメインストリートである伊保内商店街の空き家対策、シャッター街化というものには大変苦慮しているところでございまして、先般、商工会の役員の方々が要望に見えた時にも何とか対策を一緒にやっていきたいと思いますというふうな話題にさせていただいたところでもございます。

さらに、去る 11 月 9 日に開催しましたナインズミーティングでは、九戸村建築業協同組合の皆さまからも大変貴重なご意見をいただきましたところであり、今後は官民が連携した体制の整備が必要というふう考えているところでございます。

また、新年度は空き家のリノベーションなどを手掛けられる人材の募集を地域おこし協力隊の方でやりたいというふう考えているところでもございまして、いずれ、今、打てる手は打っておかなければならないというふう考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5 番、中村國夫君

○5 番（中村國夫君） ただ今、村長の答弁をいただきました。

1 点だけ再質問といたしますか、お伺いさせていただきたいと思っております。

空き家問題の対応は、重要な課題であります。本村では、平成 27 年度に空き家の調査を実施されておられるようですが、空き家は増え続けております。また、危険度の高い空き家も出て来ることが予想されます。

今後、村として早期に空き家を調査する必要があるかと思っております。村として、今後、調査する考えがあるのかどうか、確認の意味でお伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） 先ほども答弁させていただいておりますけれども、これからやるつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5 番、中村國夫君

○5 番（中村國夫君） ありがとうございます。それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、カーボンニュートラルについて、伺います。

2050 年カーボンニュートラルは、今や待ったなしの世界的課題であります。

政府は、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標に、脱炭素社会の実現を目指すと言われ、地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出

を削減しなければならないという状況下で、国においては再生可能エネルギーの拡大や電動自動車への転換、火力発電所の縮減などを打ち出しております。

このような国の動きについて、カーボンニュートラルについて、本村としてどのように取り組んでいかれるのか、2点について伺います。

第1点目。先般、国連では、COP26が開催されましたが、2050カーボンニュートラルは、今や待ったなしの世界的課題であります。

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標に脱炭素社会の実現を目指すと宣言されました。

本村として、どのように取り組んでいくのか、伺います。

第2点目。再生可能エネルギーは、将来有望なエネルギー源とされています。さまざまな再生可能エネルギーについて、本村としてどのように考えているのか、伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

政府におきましては、本年10月に「地球温暖化対策計画」等を閣議決定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、気象変動対策を着実に推進していくと、おっしゃるとおりでございます。

その計画の中で、地方公共団体においては、再生可能エネルギーの利用促進と省エネルギーの推進、脱炭素型かつ循環型の地域づくり、事業者や住民への情報提供と活動促進が基本的な役割というふうに示されてございます。

これを受けまして、本村といたしましても、まず公共施設での再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の推進を積極的に図るとともに、村民自らが再生可能エネルギーを導入し、省エネルギー化を推進できるよう、村の支援施策を強化してまいります。

そのための具体的な推進方法につきましては、村民の皆さまの幅広いご意見を伺いながら、現在、策定中の再生可能エネルギー普及促進計画に反映させてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の質問に対する答弁ですが、それではどうするのかということですが、再生可能エネルギーは、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電が主なエネルギーといわれてございますが、本村におきましては、昭和62年度に県営かんがい排水事業により造成した瀬月内ダムに、平成29年度において小水力発電を整備し、年間約1,000万円の売電収入をダム関連施設の維持管理費に活用しております。

また、最近では、村内においても、県外大手企業による風力発電建設の計画が複数、進められているところでございます。

しかしながら、このような大型の風力発電設備は、整備費が大きく、資本力のある大手企業等に頼らざるを得ないところであり、村といたしましては、発電整備を行う企業に対し、自然や災害に十分配慮いただくことや、地域への還元を要請していくことに限定されてございます。

このようなことから、村が主導して普及を図るべき再生可能エネルギーは、公共施設や家庭を対象とする太陽光発電や木質バイオマスの活用などの普及促進ではないかというふうに考えております。

特に、森林の間伐材をバイオマスエネルギー源として有効活用することができれば、森林の保全と担い手確保が進み、地域内の経済循環も図られるのではないかというふうに考えておまして、現在、策定中の再生可能エネルギー普及促進計画の中に、具体的な事業モデルとして示していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） ただ今、村長から答弁をいただきましたが、カーボンニュートラルは、今や待ったなしの世界的課題であり、今後、本村としてもこの問題に取り組んでいかれますことを求めて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、5番、中村國夫君の質問を終わります。

次に、2番、川戸茂男君の質問を許します。

2番、川戸茂男君

（2番 川戸茂男君登壇）

○2番（川戸茂男君） 議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ通告をしておりました項目について、質問をさせていただきます。

農業振興について、3点をお伺いいたします。

1点目の「コロナ禍の影響でコメの需要が低迷し、米価が大幅に下落していることや、大規模な葉たばこの廃作が勧められている中であって、本村の基幹産業である農業の振興策について」ですが、人口の減少や食生活の多様化などによって、年々、コメの消費が減少している中で、昨年からのコロナ禍によって全国的に外食産業などのコメの需要が落ち込み、過剰な在庫となったことから、かつてない大幅な米価の下落となっております。

米価下落に苦しむ農家に、国や県、農業団体も支援の動きがありますが、村としても私たちの主食であるコメの生産基盤を支える必要があると考えます。

一方、畑作の基幹作物で、最盛期の昭和50年代には、300戸余りの農家で157ヘクタールが耕作をされ、6億5,300万円もの販売があった葉たばこは、国内のたばこ市場の縮小を受け、JTでは葉たばこ農家から廃作を募集し、これまでに全国の葉たばこ農家の約4割、1,729戸が来年度以降の耕作をやめる見通しであることを発表しております。

健康志向の高まりや、段階的なたばこ税の増税によるたばこの販売減少もあって、葉たばこの耕作農家は年々減少しており、本村の今年度の葉たばこは、44 戸、26.1 ヘクタールが耕作をされたようですが、その内 19 戸で廃作を希望し、8.5 ヘクタールが廃作となるようでございます。

葉たばこ廃作農家の方々への新規作物の栽培支援や、廃作となった農地が今後とも適切に農地として利用されるような、支援・指導が必要ではないでしょうか。

農作物全体が生産過剰基調にあったこれまでと、農家の減少や労働力不足を背景に、農産物によっては過剰から不足基調に移りつつある現在、今後を見据えた本村の基幹産業である農業の振興作について、村長の考えをお伺いいたします。

2 点目の「繁殖用雌牛導入事業について、自家保留の繁殖雌牛も対象にできないか」についてですが、本村では、和牛繁殖の基礎となる繁殖用雌牛を導入し、仔牛生産の拡大を図るため、平成 28 年 4 月に「繁殖用雌牛導入事業実施要領」が制定されております。

この制度で補助対象にしている導入雌牛は、「家畜市場から導入したものに限る」と規定されており、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で 22 頭が導入されております。

導入に要した経費 1 頭当たりの最低額は、平成 28 年度の 81 万 1,750 円。最高額は、平成 29 年度の 89 万 8,750 円となっており、高値で推移しておりましたが、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、現在の平均市場価格は 70 万円前後となっているようです。以前より安い価格となった現在でも、導入には多額の費用が必要になるため、肉用牛農家からは自家保留の雌牛も補助対象にしてほしいとの声が聞かれます。

国の制度で、優良な和牛繁殖雌牛を増頭する場合に、増頭実績に応じて奨励金が交付される「生産基盤拡大加速化事業」があります。クラスター事業と言われているようですが、その補助制度には、市場の価格動向等に左右されない計画的な増頭を支援するために、自家保留牛も対象にしているようでございますが、奨励金交付対象牛の能力要件や、3 年後の成果目標の設定など、ハードルが高いためなのか、これまで本村での利用実績はないようです。

家畜市場から導入した牛と、自家保留の牛との補助額や、自家保留の牛の場合の優良な繁殖用雌牛であることの基準など、検討が必要になると思いますが、自家保留の雌牛も対象にできないか、村長の考えをお伺いいたします。

3 点目の「農業共済組合の支援により実施してきた牛舎消毒事業が、来年度から共済組合の支援がなくなるため、村の支援により継続できないか」についてですが、九戸村の牛舎消毒事業は、九戸村農業共済組合当時から、共済組合の損害防止事業の一環として実施され、昭和 63 年 5 月に二戸地方農業共済組合に合併してからは、浄法寺町、一戸町の中山地区と本村の 3 地区で、共済組合の支援を受

けて、共同防除を実施していたとのことでございます。その後、平成10年4月に久慈地区を含む岩手北部農業共済組合となって数年後に、浄法寺町、中山地区とも防除主体の都合により、共同防除が取り止めとなったようですが、九戸村酪農改良同志会は、共同で定期的な牛舎消毒が必要であるとのことから、今日まで共同防除が継続実施されております。

平成27年4月に、岩手県農業共済組合に統合されてからも、共済組合のご理解をいただき、今日まで薬剤費相当額の支援が続けられてきたようです。

近年は、他の市町村で大規模畜産農家が個人開業獣医師に移るなど、共済組合の家畜診療事業が年々厳しくなったこともあって、本村の酪農改良同志会が実施してきた牛舎消毒事業に対する支援は、今年度限りとなるようでございます。

九戸村酪農改良同志会では、肉用牛、乳用牛を飼育する農家のうち、例年30戸前後の希望農家の牛舎を、年間6回、6月から9月までの夏場に共同防除をしているとのことですが、防除に係る薬剤費相当額を村で支援をして、共同防除を継続できないか、以上3点について、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のご質問に対する答弁でございますが、農業を取り巻く情勢というものはおっしゃるとおり、年々厳しさを増す中であって、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、さらに農業経営を圧迫する状況となっております。特に、まさにおっしゃるとおり、外食産業等業務用の需要が縮小したため、主食用米の価格が大幅に下落しておりまして、生産者の収入減少は避けられないものとなっております。

村では、この緊急の課題である米価下落に対処するため、本年度に限り、主食用米生産者への支援を行いたいというふうに考えておるところでございます。

具体的に申しますと、先ほども前の方の質問にお答えしましたが、主食用米の出荷に係る経費の助成金として、自家消費分10アール分を除いた栽培面積に対して、10アール当たり3,000円を支援するというものでございます。予算につきましては、本定例会に提出しております補正予算に計上させていただいておりますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

また、葉たばこの廃作による生産者の減少と栽培面積の減少は、本村の農業生産振興にとって大きなダメージとなりますので、早急に解決すべき課題として葉たばこ農家へのアンケートによる意向確認と個別相談会を実施したところでございます。

今後は、葉たばこ廃作農家に園芸品目への転換誘導を行うなど、農家の所得確保と農地の有効活用を図るため、それらの方策を検討してまいります。

次に、今後を見据えた本村の基幹産業である農業の振興策について、述べさせていただきます。

本村の農業振興に向けましては、農業生産基盤整備の支援や生産性向上のための機械導入等への支援、価格安定制度をさらに嵩上げた安定生産の支援、新規就農や育成支援など、他の市町村にも劣ることのない手厚い支援を行ってきたものというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、広大で集約した農地がなかなか確保できない、このような中山間地であることや、寒冷地ゆえに春の遅霜被害などにたびたび見舞われているという気象条件、さらに農産物の価格も一向に改善しないという中、農業資材等の生産コストが上昇し、生産者の利益を圧迫するなど、本村の農業生産者を取り巻く環境はますます厳しさを増しているのが現状であるというふうに認識してございます。

さらに、これまで農業の担い手の中心でございました高齢者の方々が年齢を重ね、いよいよタイヤする方も増えてきております。担い手不足に拍車がかかっているという現状でございます。

こうした閉塞感すら漂う本村の農業でございますが、これを打開するキーワードは、「少量多品種生産」、「品質重視」、「生産性向上」、「低コスト化」、「担い手の少数精鋭化」の5つであるというふうに考えております。

かつて、日本の高度経済成長を支えた製造業のお話をいたしますが、1990年代後半以降、安い労働力の中国、東南アジア等へ工場を移転する海外シフトが主流となり、国内製造業の空洞化が危惧されました。

特に、危機感を強めたのは、大手家電メーカー等の下請け中小企業でございました。納品先のメーカーがこぞって海外に移転してしまえば、仕事が無くなってしまう状況の中で、廃業する会社が多数となる一方、仕事のやり方そのものを見直す企業もございました。

それが「少量多品種」で、どんなお客にも対応できる技術力を磨き、海外の工場が追い付かないような「品質の高さ」を追求し、トヨタ自動車の「カイゼン」を学び、「生産性向上」と「コストロスの削減」を図り、工場従業員の「多能工化」により「少数精鋭」の社員を目指して取り組んだものでございます。

その結果、国内の多くの同業社が撤退する中で、今では、こうした筋肉質の経営を実現した企業への注文が集中する状況となっております。そうした中小企業は岩手県内においても数多く頑張っておりまして、コロナ禍にあって、自動車関連の仕事は厳しいわけですが、半導体関連の仕事は引きも切らない状況と伺っております。

まさに、九戸村が目指すべき農業もここに学び、広大な農地はなくてもできる少量多品種の作物を顧客のニーズに沿って栽培していくことであり、どこよりも

「品質重視」の九戸産の農産物の信頼を勝ち取り、ブランドとしていくことではないかというふうに思っております。さらに、生産技術の向上により、単収を上げ、無駄なコストを削り、利益率の向上を図りながら、多品目に対応できる多能工的な生産者を育成していくことで、どこにもない独自の「九戸村の農業」というものを実現してまいりたいと思っております。

そうした中、常々、農業の将来を悲観する声が多く寄せられておりますが、一方で、九戸村の農業で生きていくというふうに決意する若手生産者が何人もいらっしゃいます。

去る11月16日に開催いたしましたナインズミーティングにおいて、若手農業生産者に集まっておきまして、さまざまなご意見を伺うことができました。参加者は、懇談会終了後も遅くまで残って、互いの情報交換を行っていたようでございます。

私は、そういう前向きな生産者を全力で支援し、九戸村が目指すべき農業を実現してまいりたいと考えておりますので、ぜひ、議会の皆さまのご指導ご鞭撻を賜りたいと思っております。

2点目の問いに対する答弁でございます。

繁殖用雌牛導入事業のことではございますが、本村が単独で行っている繁殖用雌牛導入事業は、繁殖和牛の基盤となる繁殖用雌牛を家畜市場から導入したのものについて、おっしゃるとおりでございますが、1頭当たり20万円を上限に、購入価格の2分の1以内の金額を支援しているものでございます。

この事業で、優秀な雌牛を導入することにより優秀な仔牛を生産し、和牛農家の所得の向上につなげることが事業の目的というものでございますが、雌牛の購入は農家の自己負担も大きいと、仔牛を自家保留して繁殖雌牛にするという農家もいるということは承知してございます。

村といたしましては、農家から現在の状況について聞き取り等を行いまして、実態把握に努めた上で、補助事業の導入等を含めた農家支援を総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目の牛舎消毒でございますが、家畜伝染病の発生・蔓延を予防するためには、徹底した牛舎の衛生管理が必要であり、牛舎消毒は大切な作業であるというふうに認識してございます。

この牛舎消毒作業につきましては、個々の畜産農家が行うということになりますと、労力と経費が掛かることから、村の酪農改良同志会に作業を委託しているというふうに聞いております。

この作業に対して、農業共済組合の支援が無くなるということは誠に残念でありまして、村といたしましては、農家から現在の状況を聞き取り等を行い、実態把握に努めた上で、今後も継続して牛舎の衛生管理を徹底していただくための方

策について、検討してまいりたいと思っております。

ご質問いただいたすべての項目に当てはまることではございますが、農家の方々と相談しながら、食糧や花きなど、まさに人間にとって本当に欠くことのできないものを作っている農家の皆さんへの支援というものを、どうしたら有効なものにできるかという視点で、総合的に検討してまいりたいということではございます。

いずれ、検討して何もしないということではなくて、何らかのアクションは起こしたいと思っておりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

農家が希望する支援になるよう期待をしております。

数日前の、新聞紙面に「新規就農支援、地方の納得がなければ」という見出しで論説文が掲載をされておりました。ご覧になられた方も多いかと思います。

国の令和4年度予算、概算要求にあたり、農林水産省が従来の新規就農支援策を刷新する方向で要求したもので、内容は、新たに農業を始める49歳以下の認定新規就農者に経営開始資金として、日本政策金融公庫が無利子で1,000万円を貸し付けし、借入金の返済は、国と地方自治体が折半で負担をするという内容でした。このまま制度化されることは難しいとは思いますが、なぜ、このような唐突ともいえる政策が検討されたのか。それは、若い新規就農者が一向に増えない中で、就農者の高齢化などにより就農人口が減少し続け、わが国の食を支える農業・農村を維持することが厳しい現実から、国自身も、そして都道府県や市町村にも一石を投じる政策ではなかったのかというように理解をしております。

国や県の有効な政策を期待する一方で、村として新たな視点での支援策を取り組みされますよう期待をして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、2番、川戸茂男君の質問を終わります。

ここで、10分間、11時まで休憩といたします。

休憩（午前10時50分）

再開（午前11時00分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番、坂本豊彦君の質問を許します。

3番、坂本豊彦君

（3番 坂本豊彦君登壇）

○3番（坂本豊彦君） 議長のお許しをいただきましたので、私は農業振興につい

て村長から、そして教育振興について教育長から質問をさせていただきます。

まず、はじめに農業振興についてであります。先ほど川戸議員の質問と重複する点がございませけれども、村長には答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

1点目として、新年度予算における重点農業振興策は何か、お伺いをいたします。

第3次九戸村総合発展計画も策定され、村長は絵に描いた餅ではなく、まさに実行できる政策を盛り込んだものになったと言われております。

そのことの具現化に向けて、平成4年度予算の編成中であると思われるところであります。総合発展計画では、農業に関し、農業の担い手支援で農業基盤整備費を助成するとともに、スマート農業の導入・普及により、農業の省力化と生産性向上を支援する。また、農業生産者の課題に向き合い、地産地消の一層の推進と販路拡大に努め、所得向上や規模拡大を支援していくとあります。

このことは2030年までの目標年次までの目標であり、直ちに実行できるもの、また、時間を要するものなどあるわけではあります。村長は常にスピード感を持って事業の執行にあたられる旨、話されております。農業振興は非常に難しい課題であることはいまでもありません。九戸村には農業以外の産業もあり、また産業的な要素だけでなく、生活、景観を含む環境、文化、福祉などの側面も持つものと考えております。この九戸村には、そこに暮らす人々の多様な暮らしと息づかいがあることも事実であります。しかし、九戸村は農業が基幹産業であることは誰しもが認める場所であると思っております。

以前にも質問させていただきましたが、村長の言うておられる村独自の助成制度を拡充して農産物の6次産業化を進め、農業収入の向上を図るとの公約実現に向けての新年度における新規重点事業の構想と予算案について、どのようにお考えになっているところであるか、お伺いをいたします。

2点目として、九戸村の目指す農業の将来像の具現化に向けた新規重点事業の取り組みについて、お伺いをいたします。

2021年度から2030年度までの「誰もが住みたい、誰もが住み続けたい九戸村をめざして」を目標に、第3次九戸村総合発展計画が策定されたことはご案内のとおりであります。この目標の達成にあたっては、九戸村の場合は、農業振興なくして目標の達成は語れないのではないかと考えるところであります。第1次計画、第2次計画でも農業の振興について目標を定め、いろいろな取り組みを講じてきたところであります。

国においても1999年には「食料・農業・農村基本法」が制定され、農村の振興を法律で明示し、新しい農政がスタートしたところであり、2020年には、「食料・農業・農村基本計画」の見直しがなされたところであり、新基本計画には「農村

の振興に当たっては、第一に生産基盤の強化による収益力の向上等を図り、農業を活性化することや、農村の多様な地域資源と他分野との組み合わせによって新たな価値を創出し、所得と雇用機会を確保するなど計画されております。

これらを踏まえて、村長は九戸村の農業の将来像をどのように描き、実現に向けた重点事業の取り組みについて、どのようにお考えであるのか、お伺いをいたします。

第3点目として、遊休農地の実態を踏まえた解消策並びに支援策について、お伺いをいたします。

中山間地域には、「人」「土地」「ムラ」の3つの空洞化の問題が発生していると言われております。今回、私は「土地」の空洞化に関する遊休農地対策について、質問させていただきます。

「土地の空洞化」は、人口減少の変化とほぼリンクしていると言われております。いうまでもなく、人口減少、また農業従事者世代がリタイア期に入り、農地の管理主体不足が顕在化し、結果として遊休農地、耕作放棄地の発生が急激に進んでいることと思われま。

農業委員会では、農地の利用状況調査を実施し、「1号遊休農地」、「2号遊休農地」に区分し、場合によっては、農地中間管理機構と協力しながら努められているものと思いますが、一向に遊休農地の解消も進んでいないところであります。一部においては、遊休農地の解消も図られたところもありますが、以前には、遊休農地解消に対する補助事業もあったように記憶しておりますが、現在はそのような補助はないように聞いております。このような実態を踏まえ、遊休農地の解消に向けた方策をどのようにお考えであるか、お伺いをいたします。

村内において、多面的機能支払制度についても、村内においては交付を受けていない地域もまだまだあるように見受けられるところでありますが、いろいろ地域の事情があり、指定を受けていないと思うところでありますが、指定に向けた取り組みを進める支援策も必要であると考えているところであります。

村長の遊休農地に向けた支援策等を含めたお考えをお伺いをいたします。

四つ目として、米価下落に対応した、九戸村水田振興策並びに支援策について、お伺いをいたします。

2021年産米の米価は、まさに悪夢であります。米価下落の原因は、新型コロナ禍により外食産業のコメ需要が激減し、在庫が余剰状態にあるなどによるものと思われま。このような状況下にあっても、農家では先祖代々の田を休耕田にしたいくないという思いもあり、採算を度外視して重労働にもかかわらず頑張っている農家がたくさんいると思われま。

令和2年度の農業経営統計調査によりますと、10アール当たりの生産費は12万9,186円であり、令和3年の概算金は公表されているところで、「あきたこまち」

が 9,500 円となっております。九戸村の主要米であろうと思われる「いわてっこ」は公表はされていないようではありますが、「あきたこまち」より低いと思われるところであります。10 俵の収穫があったとしても収入が 9 万 5,000 円であります。一目瞭然で、赤字であります。何とか農地を守りたいと頑張っているが、限界があります。

このような状況下で、県下では盛岡市の 60 キロ当たり 200 円の補助や奥州市の利子補給対策があるようであります。お隣の青森県では、八戸市の 10 アール当たり 5,800 円の助成などの支援があるようであります。

このような状況を踏まえ、農家支援は必要と考えるところであります。村長のお考えをお伺いをいたします。

農業振興の最後の項目であります。新規就農者の確保対策について、お伺いをいたします。

新規就農者の確保については、総合発展計画でもナインズファームを中心に、新規就農者の育成を強化し、その生産活動を継続的にフォローするとあります。

ナインズファームでの研修後、就農し、頑張っている方もおり、さらなる活躍を期待するところであります。しかしながら、就農するためには、設備投資額が相当な金額となることも事実であります。ナインズファームを中心とした営農は、施設園芸が中心となると思われます。施設園芸の圃場として、畑総地帯が最適であると思われます。新規就農者が畑総を使用することにより、遊休農地の解消も図られるところであります。このようなことも新規就農者に対する支援だと思っております。

国では、新規就農者対策として、就農時に 1,000 万円を支援するなどの報道もあるようであります。九戸村においても従来に増しての支援策を講じ、新規就農者の確保が必要と考えております。村長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） それでは、答弁させていただきます。

まず、1 点目のご質問に対するお答えでございますが、村独自の助成制度を拡充し、農産物の 6 次産業化をどう進めるかというご質問ですが、本年 11 月の臨時議会におきまして、補正予算としてお認めいただきました「九戸村産業活性化支援助成金」につきましては、国のコロナ交付金を財源として、コロナ禍で価格減、売上減で大変困っておられる農業者や商工業者が既存の業態を見直し、新たな事業やサービスの展開をすることに対して支援しようということで、創設した助成金制度でございます。

第 1 次の締切りを 12 月 6 日までとしておりましたところ、33 件の申請があったというふうに報告を受けております。審査は、これからでございますので、詳

しいことは申し上げられませんが、このように、村内の生産者や事業者の皆さまが前を向いて、困難に立ち向かおうとする姿勢には改めて敬意を表し、ぜひ支援してまいりたいというふうに考えております。

今回の助成事業は、議員がご質問いただいております、農産物の6次産業化にもぜひ役立てていただきたいと考えたものでございます。

本年度は、生産者自らの6次産業化には至りませんでした。甘茶の販売促進に向け、甘茶のシフォンケーキや、甘茶を使った調味料である甘茶ソルトを商品化して販売しております。加えて、伊保内高校生が考案した甘茶ティラミスは、村内の菓子店のご協力によりまして、定番商品となっているなど、これまでは見られなかった動きというものも出てきております。

また、オブチキ感謝祭に合わせ、九戸村産の鶏肉を使ったキングオブチキンカレーも商品化いたしました。村内には製造設備がないため、お隣の総合農舎山形村での製造となりました。

このほか、山わさびフェアや夏野菜まつりをオドデ館で開催し、地元の農産物をPRしたところでございますし、学校給食にも地元食材を機会あるごとに活用して、地産地消も進めたところでございます。

新年度におきましても、今回、創設いたしました産業活性化支援補助金の継続も検討してございますし、また、オドデ館もリニューアルオープンとなることから、この変化に併せて村内の6次産業化や販売促進を図るための体制強化などを検討して実施してまいりたいと考えてございます。

2点目のご質問に対する答弁ですが、全国的に農業は、農地を集約化し大規模化を図り、機械化により担い手不足を解消し、法人化による農業の企業経営を行っていくという姿が推奨されておるところであります。しかしながら、中山間地である九戸村においては、耕地の集約化や大規模化は難しく、農業機械は年々高額となり、農業経営を圧迫する場合もございます。

農業の企業経営的視点は重要でございますが、必ずしも法人組織に縛られない自由な農業があつてしかるべきだと思つているところでございます。

「九戸村の小規模零細農業に将来はない」との悲観論もございますが、九戸村であつても、しっかり一定以上の所得を確保している農業生産者は実際におられます。こうした生産者の特徴としては、家族で役割分担しながら農業経営を行い、小さい面積でも生産性の向上により単収を上げ、品質の高い農産物を生産して、しっかり利益を確保しているということでございます。

これからの九戸村の農業において目指すべき姿の一つは、生産技術を磨き上げ、生産性と品質の向上を図り、顧客のニーズに合わせ、特徴のある作物を少量多品種で栽培し、しっかり利益を確保できる農業も、そういうスタイルもあるだろうというふうに考えております。

さらに、議員がおっしゃるように、農業だけでなく、林業や6次産業化による加工販売のほか、福祉など異業種との兼業も視野に入れながら、農福連携ですね、村内の人材不足を補うことができるような、いわゆる二刀流、三刀流の担い手を育成していくことが必要だというふうに考えております。

重複しておりますけれども、去る11月16日に開催いたしましたナインズミーティングにおきましては、若手の農業生産者に集まっていただきましたが、さまざまな意見をいただきました。また、懇談会終了後も遅くまで互いの情報交換を行っていたということでございます。こうした若い生産者の交流の機会は、近年、少なくなってきておりますので、4Hクラブの活動のこともございますが、ぜひ、こうした情報交換や交流の機会を増やして、若い生産者がお互いに切磋琢磨をして、助け合って、九戸村の農業を盛り上げていっていただきたいというふうに期待をしております。

新年度は、関係機関のご協力を得ながら、若い世代を中心とする生産技術の研修会や交流会などを実施するほか、商品開発や販売促進などの支援を強化してまいりたいと考えております。

次が3点目の遊休農地の関係でございます。

本村の令和2年度における遊休農地は、高齢化や後継者不足が要因となり、198ヘクタールとなっております。こうした遊休農地に対しましては、平成25年に農地改正法が制定され、相続人の所在が不明な場合、農業委員会を通して農地中間管理機構が借り入れることを可能とするなど、対策が図られておりますが、遊休農地面積は近年、ほぼ横ばいで推移している状況でございます。

本村の遊休農地への対応といたしましては、農業委員会で、定期的に農地パトロールを実施しているほか、年に一度、農地の利用状況について、所有者の方の意向を調査しているところでございます。

調査結果によりますと、7割くらいの方が「農地中間管理事業を活用し、農地を貸与したい」、または、「自らが賃借権の設定をして農地を貸与したい」という意向をお持ちであり、自分では耕作できないものの、有効に農地を活用してほしいといったような傾向が伺えるところでございます。

また、村では本年度、「人・農地プラン」の実質化に向けて、農地所有者、中心経営体の方々を対象にアンケートを実施し、今後の農業経営の意向、作付面積の利用意向等について、確認をしたところでございます。この調査結果を基に、「今後、作付面積を拡大したい」、あるいは「農地集約を図りたい」という意向を、「貸したい」とする農地所有者に繋げてまいりたいと考えております。

なお、遊休農地対策として、村単独事業である「耕作放棄地再生利用対策事業」により農地の再生、活用を振興しておりますが、本年度、対象農地の規定の一部見直しを図っております、この事業を活用して遊休農地の解消に努めてまいり

ます。

議員がおっしゃる多面的機能支払交付金において、事業実施団体が行う遊休農地発生防止のための保全管理活動も、遊休農地対策として有効な方策でございます。現在、村内 19 団体が活動しているところでございますが、おっしゃるとおり組織化されていない地域では、遊休農地の増加が心配されるところでございますので、村ではその地域の実情を把握して、組織化への誘導を図ってまいりたいと考えております。

次に、4 点目の米価下落問題でございます。

米価下落への対応につきましては、国の制度である「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金」、通称「ナラシ対策」というものによって補てんを受けることができます。これは、米価の変動等によって生じた収入の減少を補てんする保険的制度であり、農業者が4分の1、国が4分の3を拠出することにより、都道府県ごとに算定する収入減少額の9割を補てんするものでございます。

対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者となっておりますが、農業経営を安定させる大変有効な制度となっていると感じているところでございます。

また、国の制度の中で、すべての農産物が対象となる「収入保険」制度でも、収入の減少が補償されております。この収入保険は、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんされるものであり、青色申告を行っている農業者が加入できるというものでございます。

このように、米価下落の対策は国の収入補償制度によって行われており、村では、この制度の周知と加入促進というものに努めているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による特殊な状況下で、本年度の米価が大幅に下落し、主食用米生産者の大幅な収入減少が見込まれております。今後の農業振興に与える影響が大きいということから、本年度においては主食用米生産者への助成が必要であると判断し、主食用米生産者への支援を行いたいと考えているところでございます。

具体的には、先ほど来申し上げておりますとおり、いわゆる飯米分を除いた 10 アール当たり 3,000 円を支援するというものでございます。予算も本議会に上程しておりますので、ぜひ、ご賛同いただきたいというふうに思います。

来年産のコメに向けましては、引き続き国の収入補償制度の周知及び加入促進に努めていくとともに、水田フル活用を図る直接支払交付金によって、飼料用米、麦、大豆などの戦略作物への転換を推進し、農業経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

最後の項目でございます新規就農者の確保についてでございます。

まず、本村の新規就農支援施設であるナインズファームの強化に向けては、人的体制の、さらに人的体制を強化していかなければならないというふうに考えて

おります。

このため、指導スタッフの増員を考えております。今後、適任者の人選を進め新規就農者への支援体制の強化を図ってまいります。

さらに、サポートスタッフとして、地域おこし協力隊の募集も行います。しっかりと営農できる新規参入者の養成に努めてまいりたいと考えております。

また、ナインズファームは、これまで法人としての独立採算を図るため、農作物の栽培と販売を行ってまいりましたが、来年度からは、研修生の栽培実習圃場のみといたしまして、研修生の育成の方に注力、力を注いでいく方向で検討しております。

新規就農者の確保につきましては、県農業公社と連携し、農業公社の募集サイトへの掲載や説明会などに積極的に参加するほか、地域おこし協力隊としての就農希望者を募集してまいります。

今年度、職員の丁寧な助言活動により、村内の就農希望者も数名出てきておりますので、ナインズファームの研修生として育成し、研修期間終了後も、農地やハウス、農業機械への便宜を図りながら、農業として軌道に乗るよう継続して支援してまいりたいというふうに考えてございます。

いずれ、農業後継者を確保しなければ、九戸村は耕地には恵まれている、近隣と比べてですが。とにかく遊休農地を有効に活用することも大事ですし、若手の農業者というものの参入を促す政策を積極的に行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） ただ今は、農業振興について多岐にわたり答弁ありがとうございました。

農業後継者について、最後にお話されましたけれども、ナインズミーティングの中でも後継者の意見をどんどん取り入れて、これからもやっていく。意欲のある後継者もおられますので、ひとつ、ご支援のほど、よろしくお願ひしますとともに、いま現在、農業に従事している人は60、70と、いわゆる現役で働いている人がその方々だけなんです。ですから、一番やれる仕事、重労働とか、体力が、6次産業、この推進が甘茶なり、山わさびを取り入れた6次産業の推進もより一層進めてやっていただきたいと思ひます。

甘茶については、なぜ、目標に向かって伸びないのかというと、非常に苗木の確保なり、いろいろあります。私も4年前に、なんでこんなに伸びないんだろうと、自分がやってみようと思ひて、来年から収穫できると思ひますが、いろいろ課題があります。やりながら、いろいろ課題を提供していきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、教育振興について、教育長からお伺ひをいたします。

本村の子どもたちは、豊かな環境や地域の教育力を生かした各小中学校の教育活動を通じて確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体を育てております。改めて、教育関係者に敬意を表するものであります。

さて、ご存知のように少子高齢化による児童生徒の減少は止まらず、村内の小学校すべてが小規模校となっており、そのような村の子どもたちの現状を踏まえ、村教育委員会では、平成30年8月に将来を担う子どもたちに、より良い環境を提供するために「望ましい教育環境基本計画」を策定し、計画では令和4年4月開校を目指し、本議会でもその推進のために検討を積み重ねてきたところと承知しておりました。

その際、子育て世代の方々から、令和2年3月議会において「施設一体型の小中一貫校の早期開校の決議を求める請願書」が提出されましたが、みなし否決とされ、学校教育に一番近い保護者、児童生徒の意向が反映されず、非常に残念な結果となりました。

そのようなことを踏まえ、教育振興について、2点、お伺いをいたします。

まず、1点目として学校再編は、建物を含め計画から実行まで5年から10年ほどかかると言われております。村内小中学校は、建設後、だいぶ経過し、改修や修繕が必要とする箇所もあると思われそうですが、今後の計画と予算について、お伺いをいたします。

2点目として、私が一般質問等で幾度となく質問させていただいておりますが、少子化による学校再編についてであります。

教育委員会では、本年4月より一般村民、中学生、高校生、小中、幼稚園、保育園の保護者の方々、10月には行政連絡員、各種団体、老人クラブ、婦人会などを対象に本村の児童生徒の推移や教育環境の実態など、教育委員会から資料を提示し、持続可能で良質な教育環境の構築を目指しナインズミーティング2（教育懇談会）が開催されました。

また、先般、一貫校を推進した方が良い考え方と良くないという考え方、双方の専門家を招いて、講演会やパネルディスカッションが開催されました。

いま現在、私に子育て世代の方々から早期の統合を望む声が多数寄せられております。

今後、教育委員会では、いつどのような形で進めていかれるのか、方向性を早く示していただきたいという声に、今後、どのようにお応えになっていくのか、お伺いをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育長
（教育長 岩渕信義君登壇）

○教育長（岩渕信義君） お答えいたします。

ただ今、坂本議員から、教育振興について、二つのご質問を頂戴しております。

まず、学校施設の改修に関してですが、本村小中学校の校舎をはじめ学校教育施設については、ご指摘のとおり、建設から相当年数が経過していることから、修繕、あるいは大規模改修等を要する個所が顕現化してきているのが現状でございます。

校舎や体育館、プールといった建築物、電気設備や機械設備、さらには学習机やパソコンといった備品関係に至るまで、これまで修繕や更新に要した費用を見ますと、過去 15 年平均で年間約 1,750 万円、過去 10 年平均では約 2,170 万円、直近 5 年間の平均で見ますと 2,530 万円と、年を追うごとに費用が嵩んできているのが実情でございます。

教育委員会では、各学校からの修繕等の要望について、毎年取りまとめをしております。これらを「安全・安心の確保」、「快適な学習環境」といった観点から優先順位を定め、順次予算化しておりますが、想定に入っていない施設設備の不具合が常時発生している状況です。

ご承知のとおり、先の学校再編計画に伴って、数年前から個別の学校施設の改修・修繕については、緊急的なものを除いて抑制してきた経緯があり、それらの言わば滞留していた需要への対処が必要となっております。

そこで、今後でございますが、教育委員会といたしましては、新過疎計画に織り込んだ事業を中心に、校舎や体育館の屋根の改修、腐食の著しい非常階段等の改修、保護者から要望の多い構内舗装工事などを年次計画で進めていきたいと考えているところでありますが、来年度の個別具体の事業に関しましては、これから当初予算要求作業に入りますので、新年度予算案提案の際にご説明させていただきたいと存じます。

次に、教育委員会主催のナインズミーティング 2 の開催結果を踏まえた今後の方向性についてのご質問については、答弁が今定例会の冒頭で申し上げました教育行政報告の内容と重なる部分が多くありますが、ご容赦いただきたいと思います。

本年 2 月から開始しましたナインズミーティング 2 と称する教育懇談会においては、児童数減少が学校教育に与える影響に鑑み、「持続可能で良質な教育環境の整備」を図るために、さまざまな立場の村民の皆さまのご意見やご提言などを伺ってまいりました。

そして、先月には、議員ご質問でお話のとおり、一連の取り組みのまとめとして青森中央学院大学の高橋興先生、和光大学の山本由美先生をお招きしてシンポジウムを開催したところでございます。シンポジウムには 50 数人の参加がありましたが、当日参加できなかった方には、講演とパネルディスカッションの様子を録音したものを本村のホームページで聞くことができますので、ぜひ、ご利用いただきたいと思います。

さて、これらの経緯を踏まえて、今後、いつどのような形で方向性を示すのかというお尋ねですが、教育委員会といたしましては、2月から行われたナインズミーティング2の対象者や参加者数などの実績と、各会場で教育委員会がお示した向こう10年間程度の本村の児童生徒数の推移資料並びに学級数による教職員定数など、さまざまな資料をまとめたものを報告という形で、今月には全戸配布いたします。

また、それぞれの会場で出された生の声をまとめたものを報告書としてホームページに掲載するほか、ホームページをご覧になれない方々に向け、冊子にした紙媒体を各支所に配置するなどして、村民の皆さまに広くお知らせいたします。

その後、村内の中学生以上の村民を対象としたアンケート調査を1月に実施し、村民の皆さまのお考えやご意向などを把握するとともに、その結果を公表する予定であります。その上で、アンケートの結果を分析、検討をいたしまして、本村における「持続可能で、良質な教育環境の整備」の具体的な在り方を、今後、村民の皆さまとともに方向性を探っていくというフェーズになろうかと考えてございます。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） どうもありがとうございました。

今後のことについては、この後、全員協議会等で詳しく説明があると聞いておりますので、その場で質問させていただきますけれども、このアンケート調査でありますけれども、中学生以上ということで、どのような形で、ここが一番大事なんですけれども、一気に中学生から高齢者までいるわけですが、どのような、そこだけちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） アンケートの実施方法ですけれども、中学生以上を対象にするということで、世帯ごとに人数も違うわけですので、世帯ごとにその世帯数のアンケート用紙を封入しまして、行政連絡員さん、班長さんを通じて配布、そして回収ということをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 今後の流れだと思いますが、教育長がおっしゃるとおり、これから公表して最終的に判断するということですが、一つだけ学校の保護者の方々からいろいろな、高齢化率38.8%、65歳以上が40%近いわけで、何とか子育て世代の意見を重視というか、してほしいという声がたくさんあります。

地域の人の声を聞くのも大事だが、子どもを持っている世代の声が一番大事だと思うという意見が多数寄せられておりますので、その点もどうぞ、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、3番、坂本豊彦君の質問を終わります。

次に、6番、久保えみ子さんの質問を許します。

6番、久保えみ子さん

（6番 久保えみ子君登壇）

○6番（久保えみ子君） それでは、お許しをいただきましたので、3項目を通告しておりました質問項目について、質問させていただきます。

はじめに、若い世代にとって、定住したくなる魅力ある村づくりについて、お伺いします。

若者が減り農地が荒れ、このままでは地域がもたないという状況を転換するためには、若者が希望を持って元気に暮らせる農山村を築く村づくりが必要です。そのための施策について、次の点を伺います。

一つ目は、若い世代を中心に都市から農山村に移住しようとする意識の高まりがあると思います。しかしながら、収入を得る機会が少ないということが、移住・定住の障壁となっています。そうした課題に対し、葛巻町は地域づくり協同組合を設立し、職員の給料として一人当たり年400万円を10年間支給していくことなどで、安定した収入が得られる対策を打ち出しました。そして、地域のさまざまな課題全体に結び付けて取り組んでいこうとしていると思います。

九戸村においても若者や村外の人に喜んでもらえる地域資源は、多数存在しているのではないのでしょうか。「やる人を探す」対策だけでなく、「やる人を育てる」政策も求められるのではないのでしょうか。

農山村に移住しようとする意識が高まっている下で、若者が移住・定住する上で、絶対条件は生活ができる所得を得ることが必要となります。村として、そのための支援対策を充実させていくべきではないのでしょうか。

村で、どう取り組んでいくのか、お伺いします。

2点目は、農業経営が成り立つような若者の就農の条件整備についてのお考えをお伺いします。

次世代の農業を誰が担い、食糧生産や農村地域を誰が担うのかは、真剣に向き合うべき待ったなしの問題です。同時に、人間らしい暮らし方や働き方を農業・農村の多面的価値に求める動きも広がっています。環境や食の安全に配慮した持続可能な農業が今、国際的な課題になっています。次世代が安心して就農するためには、安定した収入を確保できる農業振興策とともに、居住できる生活基盤なども含めた、総合的な支援が求められています。農業経営が成り立つような若者の就農の条件整備について、お考えをお伺いします。

三つ目は、食糧危機、気候危機が世界的大問題となり、脱炭素社会の実現をはじめ持続可能な社会にする上で、農業と農山村の再生は待ったなしとなっています。

す。自然豊かな農山村として、九戸村はこれからの若い世代にとって魅力ある村になっていく条件を持っていると思います。

若い世代に豊かな自然環境を引き継いでいけるような村づくりが重要と考えますが、見解をお伺いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

まず、1点目の質問に対するお答えでございます。

葛巻町で、今取り組んでいる事業ですね、協同組合でしたか、協業化組合。いずれにしろ新しい仕組みでございますが、私はこの制度について、活用できないかどうか、担当課の方に調査をするように指示をしております。できれば、九戸村でも取り組みたいというふうに考えております。

若者が農山村で生活できる所得を得るための支援をどう取り組んでいくかということでございますが、ご指摘のとおり、九戸村の特性でございます農林資源というものを十二分に活用して、その中で満足できる所得を得ることができれば、農林業に関心のある若者の定住につながるものと考えております。

林野率7割でございますので、このある資源を活用するということが最も重要であるというふうに思っております。

農林業によって売り上げを確保していくためには、生産規模の拡大が推奨されていますが、中山間地域である九戸村においては、先ほどから申し上げているとおり規模拡大というものには限界がございます。ですから、農業機械の購入費増や雇用の確保など、難しい課題にも直面しております。

一方で、中山間地域の九戸村であっても、畑作園芸や畜産で一定以上の所得を確保できている生産者が実際におられます。重々ご承知だと思いますけれども、こうした生産者の特徴としては、繰り返しになりますけれども家族で役割分担しながら農業経営を行い、小面積でも生産性の向上によって単収を上げ、品質の高い農産物を生産して、利益を確保するというところでございます。

それから、林業の場合は、最近では、大型で高性能の林業機械を保有する法人が中心となって、山林を皆伐、全部伐採する林業が主流でございますが、個人の林業者でも森林の持続可能性を担保しながら、他の収入源も確保しながら生活していくことができる自伐型林業というものの定着も進めてまいりたいと考え、今、まさに取り組んでいるところでございます。

いずれ、こういうふうな農山村で生き残っていくための手立てを、あらゆる可能性を探ってまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひ、ご理解いただきたいと思っております。

二つ目の農業経営が成り立つような若者の就農の条件整備。これも先ほど来、

申し上げておりますけれども、家族が既に農業を営んでいる方の場合であれば、その家族の指導を受けながら、経営資源、つまり畑、農地とか、機械においても、それから技術的にも、時間をかけて家族から引き継いでいくことで、就農が成り立っていくものと思われまます。いわゆる、後継ぎがいればということです。

そうではなくて、非農家の若者が新たに就農する場合には、農地の確保や農業機械の準備などのほか、栽培技術の習得などの支援が不可欠であろうというふうに思います。

新しい農政で 1,000 万円というのが私も新聞で拝見して、借りる金でございますけれども、借りたものは返さなければならないわけですが、いずれ、国もやはり危機感を持ってきたなというふうに思っております。ですから、そういうふうな、いわゆるトレンドに乗り遅れないように取り組んでいきたいというふうに思います。

九戸村のナインズファームは、他の市町村に先駆けて設置した新規就農支援のシステムでございましたが、指導するスタッフが高齢化でリタイアすることが相次ぎまして、また、就農支援よりも農作物の栽培販売による法人経営が優先されるようになっておりました。新規就農支援機関としての機能が残念ながら不十分だったというふうに反省をしております。

このため、新規就農支援の原点、いわゆるもう一度原点に立ち返りまして、先ほど来申し上げておりますが、研修生への指導体制を強化して、若い就農者が農業経営をしっかりと実践できるよう、継続的に支援していくために、人的な面も含めて、いろいろと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の質問に対しての答弁ですが、ご指摘のとおり、世界的な地球温暖化という気候変動、それから災害の多発、新型コロナウイルスの感染拡大によって、人々の価値観というものが大きく変化しているのが現在の社会ではないかというふうに思います。

いわゆるパラダイムシフトが起きるのではないかというふうに思っておりますが、これまでの大量生産・大量消費、そして大量の廃棄物、いわゆるごみを排出してきた、化石燃料を大量に消費する社会。そうした社会を支える大都市への人口の集中というものは、前世紀、20 世紀から現在まで、その前から産業革命以降ずっとそういうふうな流れで、人類というものは暮らしてきたわけでございますけれども、それは経済成長の神話ではなかったかなというふうに思います。

しかしながら、こうした価値観に疑問を抱き、自然と共生しながら、物質的な満足は多くを望まず、むしろ精神的に満足できる暮らしに憧れる若者も増えております。田園回帰とか、いろいろ、それこそ潮流はあります。

さらに、今回のコロナ禍でデジタル技術を使えば、中央でも地方でも同じような仕事がリモートでできますよということも実感した方が多数おられたのではな

いでしょうか。

本村といたしましては、こうした状況を、「ピンチはチャンス」です。チャンスというふうにとらえまして、「九戸村こそ、持続可能で精神的に豊かな暮らしができる。」ことを村内外、県内外、全世界にアピールしながら、そのための前提条件である仕事と収入、快適な住まい、子育て環境、豊かな余暇の過ごし方などを村民の皆さまと一緒に創り上げてまいりたいというふうを考えております。

さらに、未来の世代に「豊かな自然環境」のバトンを繋いでいくために、全村を公園に見立てて環境整備していくという「パークビレッジ構想」というものも私は申し上げております。ぜひ、これを実現いたしまして、村民の大地や、この豊かな自然を次の世代に引き継いでまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子さん

○6番（久保えみ子君） ご答弁ありがとうございます。

これまで、大規模農業、規模拡大ということが叫ばれてきたと思いますけれども、今の答弁を聞いていますと、小規模で家族農業を応援していきたいというような意欲がちょっと感じられて、私の意見と合っているなというようなことを感じましたので、これからもご支援のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の項目に入らせていただきます。

次に、2項目目は、米価の暴落問題について、お伺ひします。

政府が米を市場任せにした1995年以降、米価の下落傾向が続き、米収入の落ち込みは、農村経済を衰退させる重大な要因となってきました。いっそう不安定にしたのは、2018年から強行した米の生産調整からの撤退と米直接支払交付金の廃止です。

そして、今、コロナ禍と政府の無策による米価の大暴落が襲っています。コロナ禍で発生した大量の過剰在庫は、農業者に責任はありません。米消費の1割に及ぶミニマムアクセス米の輸入を続けながら、農家には史上最大の生産削減を押し付けるだけの無責任な政府の下では、21年度産に留まらず、22年度産でも米価暴落が広がることも懸念されます。

農水省は、1俵60キロの生産費を全国平均で1万5,000円と試算しています。米農家は、生産費を賄えない赤字の米価になり、このままでは、米作りを続けられない深刻な事態となっています。農村景観の維持や治水の観点からも水田の維持・保全是重要です。主食である米の需給と価格の安定は政府の責任ですが、無責任な政府によって、村の支援対策が必要になっています。

村として、どのような対策を検討しているのか、お伺ひします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 昼食の時間でございますが、執行部のご協力をいただきながら、質問を続行させていただきます。

村長

(村長 晴山裕康君登壇)

○村長(晴山裕康君) お答えいたします。

このご質問は、4回目の答弁になりますが、繰り返したいと思います。

米価下落の対処でございますが、先ほど来、3人の先にご質問された議員にお答えしたとおりでございますが、本年度は自家消費分を除いた、10アール分を除いた栽培面積に、10アール当たり3,000円を助成したいと。予算は、補正予算にただ今、計上させていただいておりますので、ぜひ、ご賛同いただきたいということでお願いいたします。

併せまして、来年産に向けましても、国の収入補償制度の周知と加入促進に努めますし、水田フル活用を図る直接支払交付金によって、飼料用米、麦、大豆などの、いわゆる戦略作物への転換を推進いたしまして、農業経営の安定を図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれ、適地適作を進めて、農業収入の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 6番、久保えみ子さん

○6番(久保えみ子君) ありがとうございます。

次に、3項目目に入らせていただきます。

国保税の子どもの均等割の軽減について、お伺いします。

私は、これまで子育て支援策として、「国保税の子どもの分の均等割をなくしてはどうか」と、数回にわたり高すぎる国保税の負担軽減を一般質問で取り上げました。来年4月から、やっと未就学児の均等割を5割軽減する国の制度がはじまります。

村として、独自に子どもの均等割の軽減を上乗せして、高校卒業まで拡充して高すぎる国保税の負担軽減を行って、子育て支援をすべきと思います。

北海道の大雪地区広域連合、東川町、美瑛町、東神楽町の3つの町は、今年7月から18歳以下の子どもの均等割、1人平均2万1,000円を国の制度に先駆け、2分の1に減額しています。22年度から実施される未就学児の均等割の2分の1軽減制度を前倒しして実施するとともに、独自の対象者を未就学児のほか、高校卒業時まで拡充し、国保に加入する子育て世帯への支援を行っています。

九戸村の国保世帯の高校3年生までの子どもの人数は、155人です。村の均等割の額は、医療分、後期支援分、介護分を合わせて2万5,500円ですので、高校生まで5割軽減し、支援したとしても、197万6,250円です。この内、国の制度の未就学児は37人いますので、約150万円あれば5割軽減の支援ができます。

子育て支援が充実している村として、独自に子どもの均等割の軽減を上乗せして、高校卒業まで拡充して高すぎる国保税の負担軽減を行うべきと考えますが、

見解をお伺いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

子育て支援につきましては、私は最重要課題だというふうに思っており取り組んでおります。

村独自の子ども手当、それから給食費の無料化、それから伊保内高校の活性化も含めて、子育て世代に対してはいろいろと取り組んできたところでもございますし、そういう気持ちは持っておりますが、この国民健康保険税における子どもの均等割の軽減でございますが、ご承知のとおり本村の国民健康保険特別会計は、赤字を補てんをするために、令和2年度において一般会計から1,476万円の法定外繰入を行うなど、大変厳しい状況でございます。

また、将来を展望したとき、被保険者数は減少傾向で推移していくことが予想される一方、医療費は高齢化の進展と医療の高度化に伴い、増加していくであろうというふうに言われております。

仮に、子どもの均等割の軽減を上乗せ拡充して、歳入の減少分を法定外繰入で賄った場合は、国からの交付金算定上のマイナス要因とされます。国の交付金が減額措置となります。ですから、村で支出する金額は大したことはないわけですが、大したことがないと言っても、100何万ですから、小さくはないわけですが、国からペナルティーを受けるんです。歳入の確保が一層厳しくなると想定されます。

また、現在、県が運営主体となって、将来的な保険料水準の統一に向けた議論が進められているところでございます。それらの諸般の状況を見極めながら慎重に制度を運用する必要もあるとも考えております。

北海道でやっているということもございますので、ぜひ、調べて、そのペナルティーがいかほどなものかとか、いろいろ調査、研究はしてみたいと思っておりますが、現時点では、国保の被保険者を含めた村民全体の利益を守らなければならない立場にある私といたしましては、総合的に考えて、そういうふうな、村民がお金が減らされることによって、不利益を被る恐れのある政策というものを執行することは避けなければなりません。

現行制度の下における、子どもの均等割の軽減を上乗せ拡充するという考え方は、現段階では持っておりません。ということでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 子育て支援を充実して、若者を呼び込むという意味でも前向きに検討していただきたいですし、その北海道の件も学習していただきますように希望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

- 議長（櫻庭豊太郎君） これで、6番、久保えみ子さんの質問を終わります。
これで、日程第1、一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
なお、次の会議は、明日12月10日金曜日、午前10時から議案審議を行います。
本日は、これで散会いたします。
ご苦労さまでございました。

散会（午後零時12分）